

1. 基本情報

(1) 積算基準については、原則として次により積算しています。

1) 適用する基準

積算基準類	平塚市建築工事積算基準 平塚市建築工事単価積算基準	平塚市
-------	------------------------------	-----

令和3年4月1日から平塚市のホームページにて、平塚市建築工事積算基準及び同単価積算基準を公開しています。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keyaku/page-c_02104.html

2) 準用する基準

積算基準類	県土整備局建築工事積算要綱 県土整備局建築工事積算要領	神奈川県県土整備局
-------	--------------------------------	-----------

3) 県土整備局建築工事積算要綱にて準用する基準

積算基準	公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
共通費	公共建築工事共通費積算基準	
単価及び価格	公共建築工事標準単価積算基準	
数量	公共建築数量積算基準 公共建築設備数量積算基準	

令和5年7月1日における最新版を適用する。

(2) 積算に用いる単価については、原則として次により積算しています。

建築工事の積算に用いる単価については、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たり必要とされる数量から構成される歩掛りに、各要素の単価等乗じて算出した複合単価（以下、「標準単価」という。）、及び元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格である市場単価などです。標準単価を構成している材料の単価については、県の公表機関にて閲覧できる「県土整備局建築資材単価表」と、市販されている「月刊建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」、「月刊積算資料（一般財団法人経済調査会）」及び「建設機械等損料算定表（一般社団法人日本建設機械施工協会）」（以下、「物価資料等」という。）などに掲載されている材料価格に拠ります。また、標準単価で用いる労務単価は、公共工事設計労務単価表に拠ります。市場単価については、物価資料等と、年4回発行されている「建築施工単価（一般財団法人経済調査会）」、「建築コスト情報（一般財団法人建設物価調査会）」に掲載の単価を採用し、単価を構成しています。なお、臨時改定に伴い下記の設定月によらない場合があります。その場合は積算情報等調書に記載します。また、標準単価及び市場単価以外で、積算に用いる単価を設定している場合があります。

建築工事の積算に用いる単価の設定月について

月	標準単価 市場単価 (建築・電気・機械)	主要資材 単価 (注1)	標準単価 刊行物	主要資材 刊行物	市場単価 刊行物
特別早期	3月版	3月版	12月	2月	秋号
4月1回目	3月版	3月版	12月	2月	秋号
4月2回目	4月版	4月版	3月	3月	冬号
5月1回目		5月版		4月	
5月2回目				5月	
6月1回目					
6月2回目					
7月1回目	7月版	6月版	6月	5月	春号
7月2回目		7月版		6月	
8月				7月	
9月1回目					
9月2回目					
10月1回目	10月版	9月版	9月	8月	夏号
10月2回目		10月版		9月	
11月1回目				10月	
11月2回目					
12月1回目					
12月2回目	11月版	9月	11月		
1月	12月版				
2月	1月版	1月版	12月	12月	秋号

(注1)：主要資材は、PHC杭、レディーミクストコンクリート及び鋼材類です。

令和4年10月以降は、最新の物価資料に基づく全ての主要資材単価について、当面の間、毎月改定を行うこととしました。

主要資材単価は材料単価であり、

市販の刊行物（月刊建設物価〔一般財団法人建設物価調査会〕・月刊積算資料〔一般財団法人経済調査会〕）

などに掲載されている材料価格に拠ります。

(3) とりこわし工事等を単独で発注する場合の単価については、原則として製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に積算しています。

(4) 共通費計算に関する情報については、次のとおりです。

1) 「積算見積り用参考内訳書」細目別内訳（単位欄）は、公共建築工事共通費積算基準に基づく以下の内容を表しています。

「建新」「機新」「電新」	「新営工事」の共通費計算
「建改」「機改」「電改」	「改修工事」の共通費計算
「建と」	「とりこわし工事」の共通費計算
「昇昇」	「昇降機設備工事」の共通費計算
「建新監」	「新営工事 監理事務所を設けない」の共通費計算
「建改監」	「改修工事 監理事務所を設けない」の共通費計算
「建と監」	「とりこわし工事 監理事務所を設けない」の共通費計算
「建処」「機処」「電処」「昇処」	「処分費」の共通費計算
「建新共」「建改共」「建と共」 「機新共」「機改共」 「電新共」「電改共」「昇共」	共通費の積上げ分
「製直」	製造業者・専門工事業者に単独発注する工事 直接入力共通費計算

2) とりこわし工事等を単独で発注する場合の共通費については、

「国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定）第3編 第1章 8 とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定」

により積算しています。